
福島県総合計画審議会議事要旨

1 日 時

平成18年2月10日(金)13:30~15:30

2 場 所

杉妻会館 4階 「牡丹」

3 出席委員

菅野典雄 委員
木田都城子 委員
國井常夫 委員(代理:代表理事専務 五十嵐保雄氏)
國分俊江 委員
相樂新平 委員
佐藤勝三 委員(代理:幹事兼事務局長 有我英夫)
白石昌子 委員
鈴木浩 委員
橋政道 委員
永田リセ 委員
中山洋子 委員
新妻香織 委員
畠腹桂子 委員
羽田則男 委員
星陽子 委員
丸睦美 委員
皆川猛 委員
森芳信 委員
山川充夫 委員
吉田勝男 委員

4 議 事

- (1)福島県土地利用基本計画の変更について
- (2)地域で進める総合的な土地利用計画事業について
- (3)その他

5 提出資料

- 資料1 福島県土地利用基本計画の変更について
- 資料2 報告事項等
- 資料3 長野県安曇野市(旧穂高町)現地調査について
- 資料4 地域で進める総合的な土地利用計画(モデル調査)地区土地利用計画策定方針

参考資料1 土地利用基本計画について

参考資料2 長野県安曇野市現地調査報告書(地域で進める総合的な土地利用計画事業)

参考資料3 三春町中妻地区住民アンケートの結果について

6 審議会概要(要旨)

■知事あいさつ(副知事)

はじめに知事から御挨拶を申し上げます。

皆さん、こんにちは。私、副知事の川手晃です。知事のあいさつを代読いたします。

福島県総合計画審議会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろ県政進展のため、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」重点施策体系の見直しに当たりましては、精力的に御審議をいただき、改めて感謝を申し上げます。おかげをもちまして、昨年 12月19日に県議会の議決をいただいたところであります。

さて、現在我が国では、戦後60年の社会システムの再構築が進む中、国と地方のあるべき姿を築き上げる三位一体改革においては、地方の裁量の拡大という改革本来の趣旨からは不十分な内容となりましたが、地方分権は着実に進展し、この流れはもはや揺るぎないものとなっております。

このような中、県ではこの度「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムを策定し、住民一人ひとりを原点とし、あらゆる主体の参加と役割分担の下、地域への愛着を大切にしながら、地域課題を自らのものとして捉え、その解決に取り組む社会、すなわち、自らが主役であることを実感できる「真の市民社会」の構築を目指しております。

土地利用計画につきましても、現行法制度上、土地利用規制が比較的緩い「いわゆる白地地域」における無秩序な開発によるスプロール化などの問題が生じていることから、住民自らが地域を考え、地域の将来像を踏まえて土地利用の方向性を明確にしていくことが望ましいと考え、「地域で進める総合的な土地利用計画」の調査・研究を昨年 8月に本審議会に諮問したところであり、三春町を調査・研究のモデル地区として選定し、「地域で進める総合的な土地利用計画検討部会」において御議論をいただいているところであります。

本日は、各種土地利用計画の総合調整機能を果たしております「県土地利用基本計画」の変更についてお諮りするとともに、「地域で進める総合的な土地利用計画事業」のこれまでの調査・研究の中間的な報告をさせていただくこととしております。

どうか委員の皆様には、県民生活及び産業の基盤であります土地利用計画のあり方について、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

平成18年2月10日 福島県知事 佐藤栄佐久
知事のあいさつは以上です。

■審議会長あいさつ

皆さん、こんにちは。お忙しいところ、今日は御参加いただきまして、ありがとうございます。今年は特に冬、大変な積雪で、特に会津地方では大変でなかつたのかなと思っております。この間私も青森だとか、山形だとか、新潟などに行って、新潟では知事さんのお声掛けかりで新潟県知事とタウンミーティングをさせられまして、何かというと、大型店問題であります。新潟県でも大変なもう中心市街地の空洞化が激しくて、新潟県も必死になって取り組んでおりますが、いずれにしても胸を張って福島県の取り組みを説明できるということは、内心ちょっと、これはうれしいことだなと思いながら、実は条例はこれからが大変、そのひとつに今回の土地利用基本計画に関わる問題があります。

昨日ですか、長野県で、長野市が大型店を郊外に立地することで、市長の声明がでました。規制するということです。するとすぐ出てくるのが、農村地域の土地利用をどうするのか。農村地域を切り捨てるのかという話が非常にでてくるわけです。

私たちが審議会において審議する土地利用計画の話も県内の土地利用をどうしたらよいのかということで大変大きな意味を持つものです。

三春町の土地利用をモデル的なものとして取り組んでおりますけども、そんなに簡単ではない。そのところをどうしていくかを是非審議会の皆様方にも議論していきたい。

そして、もうひとつ、私たちが部会を作って土地利用をどうしていくかという、もうひとつとしては、国土利用計画法に基づく土地利用が本当に計画の意志があるのか、結果だけこの審議会の中で報告されるのでは、審議している意味がないのではないかという議論の中からこの検討がはじまったわけで、そういう意味では、我々が見定める、本当に重要な意味を持ちますので、皆様には是非積極的な御審議をいただきたいと思います。

では、よろしくお願ひします。

■議題1 について

【副知事】

福島県土地利用基本計画について(諮問)

国土利用計画法第9条第14項で準用する同条第10項の規定に基づき、福島県土地利用基本計画の変更について、貴審議会の意見を求める。

【会長】

では、ここからは私が議事の進行を務めさせていただきます。御協力をお願いいたします。議事に先立ちまして定足数の確認をいたします。この審議会は委員現員が25名であります、本日20名の方が出席しておりますので、本審議会が有効に成立しておりますことを、まず御報告いたします。それから、続きまして、議事録署名人を2名選びたいと思いますが、議長の指

名により決定することとしてよろしいでしょうか。(異議なし)それでは議事録署名人の御指名を申し上げます。お一人は菅野典雄委員、もう一人は橋政道委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、今日の議題の方に移ってまいります。先ほど知事から諮問がありました、議題1の「福島県土地利用基本計画の変更」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局(土地調整参事】

資料1 福島県土地利用基本計画の変更について

参考資料1 土地利用基本計画について

に基づき説明

【会長】

今まで何度かこういう案件をお諮りして、意見を聞いて、新しい取り組みをしようということになりましたが、今回は手続きに沿って肅々とやっていかなければなりませんが、何か御質問・意見がございませんか。

【委員】

摺上川ダムですか、それからゴルフ場が環境影響評価を行っていないということですが、それはどういったことからでしょうか。

【事務局(環境評価景観参事】

私の方から説明いたしますが、国及び県における環境影響評価、環境アセスメントと言いますが、これについては、平成11年の6月から施行されているのですが、摺上川ダムについては、昭和57年から平成17年まで工事が行われて、条例施行以前に工事がされたもので、法の適用は受けないのですが、国土交通省、以前の建設省の方で大規模な施設については、自主的に取り組むという形で、57年から調査を始めて61年2月に環境影響評価を発表しております。その中ではですね水質汚濁、地形、地質、植物、動物、自然景観の五つの分野について評価をしまして、今後とも重大な影響はないと評価されております。

ゴルフ場については、規模が全然該当しないということで、自主的にも環境影響評価はされていないということになっております。

【委員】

ちょっとお聞きしたいのですが、関係機関等調整経過という事項で御質問させていただきたいのですが、国の地方支分部局ということで、なんとなく分かるのですけども、そのうち二点だけ、北陸地方整備局、仙台防衛施設局と調整したとありますが、どの案件がどのような事務でこの機関と調整したのかお教えいただきたいと思います。

【事務局(土地調整参事】

北陸地方整備局につきましては、猪苗代の案件について協議してございます。それから東北財務局から東北地方整備局までにつきましてはダムの関係で協議しております。

【委員】

上はいいんですよ。北陸地方整備局と仙台防衛施設局との案件でどういう理由で協議したのかを教えてほしいということなのですから。

【事務局(土地調整参事)】

猪苗代の案件につきましては、地域が北陸地方整備局の方で担当しているということのようでございますので、北陸地方整備局の方に協議を行っているということです。

【会長】

なぜ、整備局にどのような理由で協議したかということですが。

【事務局(土地調整参事)】

土地利用基本計画の変更に係る事前協議につきましては、北海道及び沖縄を除く都道府県につきましては、財務局であるとか、地方農政局、営林局、通商産業局、地方運輸局、港湾建設局、地方航空局、地方建設局及び防衛施設局というところに変更について協議することになっております。従って、それぞれの管轄する地域に協議を行うことになっておりますので、そちらの方と協議をしているということになっております。

【会長】

今のお答えですと、かかっている案件が直接関係があるかないかに関わらず、全てなべて問い合わせをしたり、協議をしないといけないということですか。

【事務局(土地調整参事)】

そのとおりです。

【会長】

うちには関係ないということも、あるいはあり得るということですか、そこはまだ分からぬといふことですか。

【委員】

私の質問が悪いのかもしれないのですけれども、福島は東北地方ですから、色々な形で東北農政局などというのは分かるのです。ただ北陸地方整備局となると、その個々具体的に言っていただければ構わないんで、手続き上云々ということではなくて、もう少し具体的な回答を求めると思う。

【事務局(土地調整参事)】

猪苗代町が阿賀野川水系に入っているものですから、北陸地方整備局との協議になったということでございます。

【会長】

そういうことなのです。私が最初に言ってしまえば良かったのですが、これは阿賀野川水系に

入っておりまして、これは北陸地方整備局所管の水系であるということ、それともう一つ、仙台防衛施設局というのはどうでしょうか。

【事務局(土地調整参事)】

仙台防衛施設局は、特に管轄ということでなくとも、そちらに意見を聞くということに法令上なっているものですから、協議しているということになります。

【委員】

関係ないところにわざわざ伺いたてるということに理解できない。それならば法律何項とかを説明してください。

【事務局(土地調整参事)】

東北地方をここで所管しているということですから、案件として上げて意見を聞くということに國の方の指導でなっているものですから。

【委員】

すべての案件ですか。

【事務局(土地調整参事)】

はい、そうです。

【会長】

だから、それぞれの国の機関等はこの案件は、自分のところには直接関係ないと判断することも手続き上は必要なわけありますという手続きを経ているということですか。こちらで勝手に判断するわけにはいかないから、こういうゴルフ場開発を許可します、防衛施設局としてはどうですか、というような手続きを経るということでしょうか。

その点はちょっと確認した方がよいなという方いらっしゃいますか。どうですか。よろしいですか。

国土利用計画法に基づく手続きは、どうやら國の機関はそうなっていて、ということのようですが。他に意見のある方はいますか。

【委員】

いつも思うことなんですが、森林地域がやはり縮小されているのがあって、ずっとここ何年かをみているとずっとずっと縮小されているんですけども、やはりこれは二酸化炭素吸収のためにも今の時代の時代遅れの結果じゃないかなと思うんですが、これから水資源を確保するためにも縮小と拡大が逆の結果になって頂きたいなと思うんですが、前回言った時に、この場合、田村、猪苗代の民有林の場合は仕方無い部分があるということなんんですけど、民有林の森林縮小を抑えるための行政側の施策などは考えているんでしょうか。

【事務局(森林計画参事)】

森林の整備という部署を担当しておりますが、二酸化炭素の吸収源に対しては森林があるか

らというだけでその効力が発揮できるという意味ではなくて、それが整備され健全な状態に保たれることが一番大事というふうに国、あるいは私どもの方で考えておりますので、また、それが荒れていたのでは公益的機能もあまり発揮されないので、それをいかに整備するか今、県、あるいは行政で一生懸命力を入れたいと考えているところです。それで、今年の4月から森林環境税という形で県民の方にも御負担いただくということで申し訳ないんですけども、この財源は、水源地はやはり水源ということで県民のみなさんの関心がありますので、水源の涵養のための森林整備に使わしていただくということで、森林がなくなつては一番まずいことではあるんですけどもそれをいかに整備していくか、健全な状態に保つかというほうに力点をおいていきたいと考えているところです。

【会長】

ちょっと質問と回答がずれている部分が、森林を減らすこと自体を森林として維持するためにはどうしたらいいかという話はわかりました。それ以前に森林が減っているということについてはどうでしょうかという御質問であります。

【事務局(森林計画参事)】

民有林については、やはり、その山を持っている方の意向に非常に左右されることになります。それで、その方が自分では手入れしにくい、することが出来ないので何か良いほうに活用できればという動きがあるわけすけども、そういう意味では県としても行政面では出来るだけ森林は森林のままでそのまま活用できればと思っている訳です。どうしても所有者の意向というのも大事していかなくてはならないという意味では少しずつ森林が減っており、開発は経済の状況等で左右されるとというふうに感じております。行政としては森林を森林のままでずっと残していければということは考えております。

【委員】

今の意見で一昔前だったらそれでもいいかなって思うんですが、こういう時代なので厳しく、もう少し民有林をどうにか森林開発されないような形で行政の方で考えていただきたいことと、あと拡大の面でこれから拡大する具体策なんかはないでしょうか。

【事務局(森林計画参事)】

森林の面積を拡大する方法ということですか。

【委員】

考へで。具体的な。

【事務局(森林計画参事)】

そうですね。どうしても森林を守る必要があり、ここは切っちゃまずいという場合には保安林という制度があります。保安林は切るということはほとんど難しいような状況になるわけですけども、それが今約100万ヘクタールぐらいの県内の森林のうち約3分の1の30万ヘクタール程度はその網を被せて、どうしても守らなきやならない部分の森林はそうやって保全していきたいと考えておりますし、またこれ以上、山にするということでは今農地などが放置されている部分そういう

もので木を植えていくとか、山にかえっていく部分も年間少しづつありますので、そういう形ぐらいのなかなと思っています。まあ、山にということはやはり民有林の場合は、持っている方の考え方による部分が非常に大きいものですから、そういう面に期待するほかないかなと思っています。

【会長】

よろしいですか。たぶん次の議論がそういうような我々が県土の土地利用について一括して変更していることを追認することしかなっていないんで、これではまずいなっていうので今部会を設けて土地利用計画事業をやろうとしている。たぶんそういう中でね、森林を個別に持っている人達のそれは私有財産かもしれない、それに対してある種の公共性を付加しないとそれを行政が保護のどうのこうのするというのはなかなかできない話なので公共が手を入れる時の理屈が必要ですよ。その理屈を作りながらその民有地の人達のよしそれならいこうということを、どういうふうに世論を作っていくかっていうのが今私たちが手がけようとしていることのように思うんです。その中でいろいろ議論を意見を下さい。たぶん、そういう取り組みがこれから必要だとわかってくると思う。現実に日本の国土の中でみんな民有林だと私有財産に無理矢理こうやってつっこむわけにはいけないですよね、公共が。そのところのバランス感覚や世論をどう作っていくのかというのが、実は先程申し上げました大型店の問題を農地を持っている人達、民有地です、あの使い方を我々が規制をしてしまって農家の人たちが農業で食えない時に、だから生きる道として貸すんじやないか、何であんた達はこんなこといえるのかって話が必ず出てまいります。その時にどういうコントロールをしたり、共通の理解を得られるかが一番難しいんですよね、その世論を作っていくかないと。行政が突っ走るわけにはいかないと言うのは僕はわかるような気がするので、その利用計画全体をつくる時にどういう合意を形成していくのかっていうことがこれからの勝負所になるかもしれませんね。

勝手なことを申し上げて申し訳ございません。何か御意見ございますか。他のことでも結構です。

【委員】

資料の性格なんですが、資料1-2の3ページ、ここに凡例がありまして、五地域の指定状況なんですが、黒い丸と白い丸がついてます。黒い丸は森林地域は外れるけれども都市と農業というところのものはまだ計画上引っかかるという理解でよろしいですか。

【事務局(土地調整参事)】

その地域にまだ外れないでその地域を持つてること、二つの網が被さった地域になっているということでございます。

【委員】

今度は、こちらの内容資料説明の資料1-1なんですけど、ここ変更部分の地目現況があって、摺上川では水面で129ヘクタール、田村と猪苗代はそれぞれその他1ヘクタール、その他14ヘクタールとなっている。「その他」とはどういう意味を持ってるんですか。

【事務局(土地調整参事)】

「その他」という表示の部分でございますけども、これには県土面積から農用地、森林それか

ら原野、水面、河川、水路、道路及び宅地の各面積を差し引いたもので、該当するのは、ゴルフ場、防衛施設用地、それから空港、鉄道、公園、学校用地、こういったものがその他ということになります。

【委員】

その上でもう1回最初の地図に戻りたいのですが、森林地域を外してその他ということが出てきて、具体的には資材置き場造成工事という使われ方なんですよね。それで、事業年度が12年から16年度ということになります。資材置き場造成工事、資材置き場にするだろうと思いますけど、資材置き場でないものに今度はこれを転用していくという事は可能なんですか。

【事務局(土地調整参事)】

初期の目的ということでやって頂くということで決まっておりますので、その目的に沿って利用して頂くことになります。

【委員】

そうすると、この会社がですね、資材置き場もう使わなくなつたと、他の物に変えたいと利用をですね、その場合には改めてこういう形で申請にあがつてくるというこういう理解でいいですか。

【事務局(土地調整参事)】

そうなつきますと、開発上の手続きが必要になつきますので、都市計画関係の開発手続きですか、3000m²以上ということになりますので。

(※この箇所について、閉会前に訂正のコメントあり。)

【委員】

そちらの方でもう一度議論ということになると。

【事務局(土地調整参事)】

はい。そうなると思います。

【会長】

たぶんそれは、国土利用計画ではない他の法体系についてきますね。

【委員】

これはまだこのところの土地は都市と農業に引っかかっていますんで、こういったところと関係してきますけども、完全にまったくの意味での白地地域になった場合、他の物に転用するっていうときにですね、今までどなたもおそらく議論になると思うんですけども、転用するのが非常に転用しやすいっていう、ですからある時規制から外れるという一つの手口としてこういうものを活用されてはまずいなという気がするもんですから。だからその間に、このときはまだ都市と農業が引っかかってるから。

【事務局(土地調整参事)】

ちょっと補足説明させて頂きますと、この区域につきましては地元の旧船引町の福石石材が実施した林地開発によりまして、原石や製品等の資材置き場として造成したものでございますが、平成16年度に事業は完了しております。それで開発許可の審査において技術的な内容ばかりでなく、計画の実現性についても確認しておりますし、事業者が開発計画について周辺地元住民から同意書を得ているということと、それから保全対策について町と協定を締結しているということから、今後計画通りの土地利用になると考えております。

【委員】

この後の議論等の案件のあれでいわゆる白地地域的なものになっていくと、そうすると使う側からすれば規制をかなり外れてきてるから、次のものに転用しやすくなっているこういう理解を可能になってしまふんで、そういう理解でいいのかどうか、この場合にはまだかかってますんでこれで改めて何かにやろうと思う時には農業地域がかかっているんでまたその手続きがいるんだろうと思うんですけど、ということをちょっと確認したかったので。

【会長】

他になにかございませんか。

【委員】

今の議論とちょっと道が外れるかもしれませんけど、民の土地が云々というお話がでたので、私の周りには山持ちの人が相当、孫子の代には何かになりそだつて山を買った人が親戚にも周りにもいっぱいいるんですけども、現在丸さんが理想的に森林の部分を増やすような方策とおっしゃいますが、個人で持つていらっしゃる方はとてもとても山の手入れは今困難になっております。山の手入れに人足をいれることもできないので下刈りもできないと。したがって、昔はやたらキノコがいっぱいいたのに、キノコもでないんだというのが現状なので、こういう開発でゴルフ場になるなんていう声がかかったらば、ほんと諸手を挙げて売りたいって、田園も大型店云々、湯川町の方でも問題になっていますけれども、売りたいっていうのが心情だと思います。いかにそこに官の方で援助するかっていうのが大きな問題で、田んぼ、畑を守る、山を守るのはほんとに至難の業になっていくっていうのが現状ですので、そういうことをこれからも土地利用の時には考えていかなければならぬと思います。

【会長】

はい。どうもありがとうございました。あの御意見ということでよろしいですか、今度の案件ではなく。

【委員】

はい。

【会長】

協議の過程ではどうだったのでしょうか。はい、お願ひします。

【事務局(計画評価参事)】

本件については、写真左側は駐車場をつくるための法面として造成した部分かと思います。開発行為は、最小限にするという基準がございまして、それに則ってやってる訳ですけども、開発した法面を固定するために縁にするという行為がなされてる部分だと思います。森林にはならなくとも土砂流出などを防備するために、あらゆる形で縁に復元するという行為はされているところと理解していただければと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

手続き上の質問なんですけれども、農地を商業地に転用する場合、どのくらいの所までこれは市町村の部分での話し合いなのか、県の方まであがってくるのか。また、今結構大規模に農業用地を商業地に転用する場合が時折あるんですが、そういうときの1ヶ所でこれ以上の農地を商業地に転用する場合、それ以上に関しては上の方の県の方まで審議するような文面というのがあるんでしょうか。この2つです。お願いします。

【会長】

今回の案件の問い合わせに關わらずということですか。

【委員】

すいません。案件とはちょっとずれるかなとは思います。

【農林企画参事】

農林水産部でございます。

農地の転用につきましては、今詳しい数字は無くて申し訳ないんですけども、4ヘクタール以上の場合は大臣案件ということで国が行うとなります。それ以外につきましては知事に権限が与えられておりまして、2ヘクタールまでは事前に大臣との協議をしますが、それ以外は原則として県知事の権限で業務をいたします。手続き的には農業委員会から県に送付がありまして、県で審査を致しますが、農業会議に常任委員会というのがございまして、そちらの方で転用案件については審議いただきまして、その結果を踏まえて県知事が許可するということになります。ただし、市町村の農業委員会は当然県に転用を送付するにあたりましては、関係の農協とか市町村とかあるいは土地改良区に意見を照会いたしまして、その旨の結果と妥当性について検討後に農業委員会で採決をして知事の方に、具体的には現地の農林事務所の方に書類を提出する。大雑把な説明で申し訳ございませんが以上です。

【会長】

他にいかがでしょうか。この3つのみなさんにおはかりしている案件について。

再三いろんな方からもありますように世の中が大きく変化してきているのもんですから、土地利用そのものも非常に不安定な動き方をしている時に、さあ何を守って何を変えていくのかっていうのが複雑になっているということは事実なので、それを受け止める側の準備といいましょう

か、仕掛けづくりが本当に重要だと思っております。国土利用計画ではどうもそのところが不十分ではないかという議論ですので、今回は冒頭にもこんな言葉を使いましたが、肅々とこの案件については認めていただいてですね、さてこれから然るべき体系をどうするかを考えることが今の道筋かなと思いますが、皆さんのはうからなお御意見があれば承ります。

(「異議なし」との声あり)

【委員】

なぜかというとすでに終わったことですからね。またこれから土地利用計画をどうするかということを考える必要があるというんだったら。これは終わったことなんでどうしたって変更もなにもできないですよね。追認するしかない。

【会長】

国土利用計画はどこが弱点だったのか、そのようなことを見極めるということにも役立つなということで、丁寧にやる必要があると考えていたところです。

それでは、今皆さんから色々な意見がありましたけれども、先ほど知事から諮問がありました福島県土地利用基本計画の変更について、これは適当と認めて、その旨答申することとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【会長】

では、これについては御意義がないものとして、このように決定させていただきます。なお、この答申の文案については、私の方に一任させていただいて、答申書を作ることにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【会長】

では、そのようにさせていただきます。

それでは、事務局からの報告事項がありますので、よろしくお願ひいたします。

【事務局(土地調整参事)】

資料2 報告事項等

に基づき説明

【会長】

はい、資料もございますので、これは見ておいていただく、皆さんに審議をしていただくということではないので、報告事項としておさめさせていただきます。

次に議題の2に移らせていただきます。

「地域で進める総合的な土地利用計画事業」について事務局から御説明いただきます。

■議題2 について

資料3 長野県安曇野市(旧穂高町)現地調査について

資料4 地域で進める総合的な土地利用計画(モデル調査)地区土地利用計画策定
方針

参考資料2 長野県安曇野市現地調査報告書(地域で進める総合的な土地利用計画事業)

参考資料3 三春町中妻地区住民アンケートの結果について

に基づき説明

【会長】

これからこの審議会の中で、国土利用計画法に基づく土地利用の変更を後追い的にここで報告を受けて、それを了承する。これはいかにもちょっと稚拙ではないかという議論があって、然らば都市計画の中でもきっちと用途地域だとか色々あるけれども、それ以外の地域の土地利用についても基本的に県土に対する一定の意志を我々の意志のあり方を考えようではないかというのは一つこれからでてきた背景であります。もう一つは、先程の繰り返しになりますけれども、大型店の立地等を規制していくと、どうしても実は大型店は中心市街地に立地することが望ましい、国の法律もこうなります。国会にかかっていますけど間違いないこうなります。そうすると、農村地域の方で大型店が来ることを歓迎していたところを、これを廃止というか出来ないようにします。その時に今の農業の傾向からいったら、じゃあ、私たち農村地域を見殺しにする気かっていう意見は全国回っていて必ず出てきて、これがそれぞれの地域でほんとに深刻な状況なんですね。その時に大型店の条例をつくる時に申し上げたんですけども、県土全体が同じ土地利用ルールの基に置かれるべきで、都市地域だけは都市計画法に基づいて土地利用もきつくて、こっちは緩いよっていう話はちょっとおかしいんじゃないですか。そういうところから実は議論を組み立てていった経過があります。もっともその通りの話にはなりませんでしたけども。これはイギリスなんか実は土地利用コントロールは都市及び農村計画法であります。都市計画法だけが一人歩いているのではなくて、都市及び農村計画法でイギリスの国土全体が土地利用のコントロールの中にある。日本はこういう絶対の温度差があるわけです。ここのあるところがある限り安きに流れるというのは当たり前です。その部分をどういう風に考えるか、それによってそれぞれの市町村の土地利用問題をどういう風に秩序あるものにしていくのかっていうことでこういう検討を始める。やりがいというか、そんなに簡単ではない。穂高町もよくまあこんなことができたなあ、という感じで、先ほど穂高区の話をしましたけど、穂高町で始めたんです。それが安曇野市という大きな広域市に合併しましたので、合併した他の地域のところはこういうことに無関心で、とりあえず穂高区というところで穂高町の時代に取り上げていったものをここで適用する。じゃあ、安曇野市全体で広げるためにはどうしたらいいかという課題がまだ残っているわけですけれども、とりあえず、穂高区というところでかなり厳密なこの土地利用の方針が決められたということあります。福島県でこれができるかどうか、ちょっと難題ではありますけど、今、旧穂高町の現地調査の結果、それから福島県で取り組んでいるこの方法について御報告をいただきましたが、これについてみなさんから御質問や御意見を承りたいと思います。よろしくお願ひします。どこからでも結構です。現地調査からでも。

【委員】

福島県で三春町の中妻地区を最初に選んだというのはどういう思いがあったのか。あるいは、何で最初にここを選んだのですか。

【事務局(土地調整参事)】

実はモデル市町村を決める前にアンケート調査をとりまして、15町村がこういった住民が主体となった土地利用計画を作りたいという策定の意向を示しております。この中で十七年度からそのモデル調査市町村となることについて強く要望していたのが三春町だったんです。三春町の状況を見ますと人口が1万9千くらい、それから世帯数が5,700、47の行政区がございますけれども、まちづくり協会というものが7つございまして、まちづくりに対する住民意識が高いと考えられました。また地域区分で見ますと、都市地域、農業地域、森林地域がバランスよく存在しておりますし、周辺に郡山市等の大商業地を抱えて歴史ある土地もある。それと面積7,276ヘクタールの内、わたくしどものほうで計画しております白地地域での土地利用ということから考えますとの内の72.4%が白地地域という状態でございました。従いまして、庁内の推進チーム等の会議で三春町ということに決定したところであります。

それと中妻地区に決定しましたのは、三春町と色々とお話し合いをさせていただきまして、まちづくり協会の会長が中妻地区にいらっしゃいますし、特に観光地なども抱えている、ここはさくら湖、ダムの近くでもございますし、それから郡山に近い地域もあるということで最初にここの地区をとりまとめていった方がいいんじゃないかという話をいただきまして、中妻地区ということになった訳でございます。

【委員】

中妻の中でも齋藤行政区というところは非常に意識の高いところですよね。御承知のように三春ハーブガーデンをつくるときに、かなり当時の行政区長さんがリーダーシップを発揮してまとめあげてああいう形にしていった。その面では非常にいいモデルだと思うんですけど、逆にいいモデルであるが故に、ここのところで得られた教訓が他のところで使えるかというと、これはなかなか簡単ではないなこういふうに思っているもんですから、その面でうまくいくことを期待しております。

【会長】

うまくいくように御協力ください。お願いします。他に御意見ございましょうか。

【委員】

地域でいろんなもの進めていくというのは今いろんなところで使われているし、取り組みがなされている。例えば、子育てについても今は地域でやることになっておりますし、そのほうがいろんな面でいろんな声に基づくことができると。私、森林林業関係やっておりますから先程いろんな話がありましたけれども、苦しい中でも結構成功しているところというのは、以外と地域でその特質を生かしながらコンパクトにやっているところが輝くまではいきませんんですけども、ちょっと他のところよりはいいのかなと。そういう意味からすると地域で進めるということはいいことだと思うんですが、質問はですね、ここの地域住民とここの資料4にある地区、この地区的住民が地域住民というのかどういことが簡単なはなしですね。それからもう一つは、一番下の(3)に他の地域の方々の同意・理解を得られるような進め方していくこう書いておりますね。確かに土地の場合は、

森林であれ農地であれ公共財ですからその地域の人の意向は重いんですが、他の地域のことも程度の差はあれ考えなければならないと私は思うんですね。その辺どのように考えているか教えていただきたい。

【事務局(土地調整参事)】

表現的に地域と地区というふうにはいっておりりますので、地区というのは7つの地区を指してございます。地域というのはその7つのまちづくり協会を全部集めた最終的には三春町が地域となるどういかたちにもっていくということでございます。

【委員】

そうすると7つの地区各々ありますけど、地域住民と言った場合、その7つの地区の住民がここに入るということでございますね。

【事務局(土地調整参事)】

あともう一つ圈外に住んでいる方の関係でございますけども、これは私ども今のところ頭の痛いところでござまして、中妻地区自体、約百名程度の方が地区外に住んでいらっしゃる。中妻地区に土地を持っているんだけれども住んでいるのは別のところに住んでいるということでございます。これらにつきましても穂高町でやった実状としましては、それの方々に全部通知をして、一回集まつてもらって事業内容を説明して同意書をとるというようななかたちで進めたようでございますけども、果たしてそのようなやり方で私どものほうができるかどうか少し心配でございます。その同意をとるということに対しても地区に住んでいる方達でさえも同意というかたちではちょっとなど首をかしげることがございますので、その辺につきましては、今後部会の先生方と相談しながら同意のとり方については進めていきたいと考えております。最終的には地区毎の計画を7つパッチワーク的に積み上げ調整しまして、近隣の町村の境の部分あるいは地区境界との境の部分の土地利用等を全部調整いたしまして、三春町という全体地域の土地利用計画を作っていくたいと考えております。

【委員】

最初、穂高の調査結果について質問したいと思います。6ページの計画策定の効果というのを見ますとかなりチェック機能の強化であったり、強引な開発がないというプラス効果があるんですが、下の調査結果を見ますといろいろトラブルもあったり、苦情も寄せられていたりという書き方をしているので、この条例がどれほどの強制力を持ってですねやられているのか、立地可能な施設の用途等も規定をしていますが、これについてもこれ以外はダメなんだよというような形でピシッと押さえ込んでいるのかどうか。そのような現形についてちょっと御説明お願いしたいと思います。

もう1点は、これから協議なんでしょうけど三春町についてはですね、どれほどの強制力をこの計画に持たせていくのか、もちろんその辺がこれからの協議の中身になるんでしょうけども、若干その辺の方向性があつたらお聞かせ願いたいです。その2点です。

【事務局(土地調整参事)】

はい。1点目の関係でございますけども、町の方にお伺いして話を聞いた時点では取り扱いとしまして、開発業者が開発したいとなった場合には、必ず地区の区長さんの所にいってどういった開発をするのかということを説明して、了解を得たものでなければ役場の方では開発手続きの書類は受け付けませんよというような形をとっているようでございます。従いまして、皆さんで作られたこういった規制内容となっておりますので、開発業者の方も入る際にはそれを十分熟知しているので目立ったトラブルは今のところ全然起きていないというお話をございました。

三春町の方でございますけども、ほんとに地域住民の方でゾーニングすることになっていきますと、やはり総論では賛成で各論になりますと、やはり私的財産を制限するのかというような話がでてくるようになるかと思います。今、三春町では景観条例を制定しております、さくら湖周辺について適用を考えているようでございます。最終的にはあの地区だけということだけではございませんけども、穂高町のような条例を制定して、ある程度実効性を担保するという方法もあるかと思いますが、これは三春町全体で考えていただいてどういう方向でもっていくか、これからいろいろと検討させていただくという内容になるかと思います。

【会長】

今、先程何かを事業起こうとする時、区長さんに届ける、言葉としては不正確で区長を含むまちづくり協議会というのが住民が主体となった協議会なんです。そこでスクリーニングをするんですね。それでそこから町全体に審議会に関わっていくということなので、住民自身がチェックするようになっているんです。すると自分たち自身が家を作る場合もそれに関わるから、自分たちで自分たちのコントロールをする。外部の人たちが来るときもそう、こうなっていく。我々が考える場合に、やっぱりこの実効性ということになると今の都市計画だとかいろんな権限が市町村に意向されてますので、町がどういう条例を作るかが重要のような気がしますね。その時にこっちの町とこっちの町と全然違うっていうようなこともあるので、その時県というのはどういう調整役になるのかというあたりが片一方で必要だし、市町村側でこういう条例を作っていただくっていうのが一つの目標かなっていうふうに部会の一員として考えているところで、そこまでたどり着くのは並大抵の業ではないなというのは実感ではあります。

【事務局(環境評価景観参事)】

今景観のお話がでましたが、三春町というよりも、実は昨年の6月に日本で初めての景観法という法律ができました。都市が形成されている都市計画区域内とか計画区域外もしくは農村地域の農振地域の中に景観農振地区というのを定めて、一定の基準を設けながら良好な景観形成を図れるような仕組みができました。

この法律は、県知事に最初から権限があるんですが、市町村においては県知事の同意を得れば県知事と全く同格にいちいち県知事に了解を取らないで自分のまちづくり、地域づくりに取り組めるという法律です。

実は三春町は、土地利用計画の他にですね、地域づくり、まちづくりをやっていますが、この景観法の見地と同じような活用したい、景観行政団体になりたいという意向を示しており、間もなく正式な協議があって、近いうちに県知事は三春町を景観行政団体として同意するような運びになると思います。そのような形で三春町においては様々な法律とか条例とかを組み合わせながら住みよいまちづくり、むらづくりに取り組んでいくのではないかというように推察されますので方向性ということで、追加的に説明させていただきました。

【委員】

三春町に直接関連しなくてもかまわないですか。条例の拘束力についてちょっとお聞きしたいんですけども。

【会長】

条例にするか、まだそこはまで行ってないんですよ。

【委員】

例えば、その市の条例穂高町とかみたいな条例で決めてるくらい拘束力があるとかというお話をたんですけど、例えば水道水源保護条例みたいなのを市が頑張ってつくりますよね。しかし、県が許可を下ろしてしまってそこに産廃埋立処分場とかを置いてしまったらということが、あり得るわけでよね。そうなった場合市の条例の拘束力ってどうなるのか。だから今なんかは、まちづくりは景観条例で行政団体になれば県知事と同じ権限があるという話でしたけど、市の条例って定めたけれど、どこまで守ってもらえるんだろうか、県はどこまで力を貸してくれるのか、ちょっとわからない。土地利用の時にその辺をちゃんと欲しくて欲しいなという気がするんですけど。

【会長】

例えば今、産廃処分場というお話をありました、私が知っている範囲で御説明申し上げますが、産廃処分場を作る場合には事前協議の中で立地の基準っていうのがございまして様々なその地域地域の用途なり、方向性が決まっているような計画に対して、そのエリアが今後どのような用途で使うかということを明確に県庁内部の他に市町村に確認をします。

それでそこはこういう用途なのでダメだというような意見があれば、事業者に対しては法的な拘束力がないという部分ではあっても、協力してほしいとというような形で通常指導しますが、どうしても法的拘束力がない部分についてはちょっとそこは悩ましいところがあるのが現実だとは思います。ただ、そのような形で必ず土地の利用については周辺住民の方々に何らかの形で迷惑もしくは影響を与えるような施設の場合についてはそのようなかたちで行っております。特に産廃についてはそのような制度をとってございます。

【会長】

条例っていうのは国の法律を超越して、条例が効果を発揮するかっていうとそういうことはあり得ない。条例作ったらこれが圧倒的に優位だという事はあり得ない。その戦いっていうのは必ずあるわけですね。外国にいったらね、そういうのは消費者運動だとか地域の住民の力は圧倒的に強いから、そういうことを無視してやった事業者は倒産に追い込むくらいの強い住民運動が多分あるんですよ。そういう市民だとか住民との力関係に寄らざるを得ないところがあって、法律だとか条例は万能ではないと思うんですよ。そのところは見極めておかないと、せっかく法律作ったじゃないか、条例作ったじゃないか、じゃあ地域住民はそれを全部丸投げでいいのかというとそうではないということですね。そのところをこれからますます問われていくような気がします。でも、その中で県が出来ること市町村が出来ることっていうのはあるだろうから、その見

極めみたいなものをも今度のルールの中でどういう風に交通整理ができるかなというものが勘所ですね。

【委員】

何のために計画をこういう物を作るのかっていう時、まあ、条例の話がありました。何となく意見交換を聞いてると、なんかこう押さえ込むような印象なんですね。押さえ込む。押さえ込むような印象を持たれてしまうとこれは成功しないと思うんですね。会長のほうからも外国の例なんかも出しまして、彼らがなぜ頑張るかというと自分たちの資産価値を守る、豊かな生活、そしてそれだけではなくこれをやることが自分達の豊かな生活を守りながら、しかも資産価値を守る経済的なメリットも当然出てくるんだというところから納得しているという気がするんですね。ですからそういう面で今回こういう計画をあるいはこういう調査をしているときに「べき論」ということだけでなく、やっぱりこれをやることによるメリットは何なんだろうかということを議論できないといけないのかなと。先程、中妻地区の斎藤行政区の話がありましたけれども、あそこはほうっておいても郡山の郊外の住宅地に成りうるところですね。だけどその一方で、そうではないという選択肢を選びながらあそこでグリーンツーリズム的なものをやっていこうと。もちろんこれは三春ダムとの関係もつけやすいことが大きな役割を持っている訳ですけども、それなりの一定のメリットを感じているからこそ、あそこでああいう形のものがうまくいっているという気がするんですね。ですからそういった意味でこういうその景観をあるいは土地利用をちゃんとしていくということがこの地域にとって経済的、社会的そして目に見えない形で豊かなというものを作り出す一番の基になるんだよというこのところで納得をしないと、いくら法律だとか何とかで抑えてもですね必ず抜け道を仕組みを考えるということ。と同時にやっぱりですね、そうした資産の価値だけではなくて、一定の利用の制限をする訳ですから、当然雇用の確保をどうするとかということも考えていかないといけないんではないかと。このところでも穂高の例をみてもいろんな優良なものを保全するんだということがあり、そして良好な住環境を形成するということがあるけれども、景色が良いということだけでじゃあそこに本当に住んでおられるのかと真剣に考えるわけですよ。やっぱりそこまで含めた議論を是非していただきたいなと思います。

【会長】

穂高町の例を十分に説明できなかつたのかもしれません、穂高区の中には工場地域がちゃんと設定しています。ここは住宅をどんどん作っていいよというところもちゃんと設定していて、全部が全部農村地域ということでは、そこがたくましいところで、先程の写真はきれいなところばかり写っていて、実は行ってみると工場団地があつたり、それからここは住宅地をどんどんつくっていい地区なんです。たぶん中妻地区でも同じで、すべてが農村地域でない、自分の兄弟が、要するに団塊の世代が戻ってきたら、ここには家が作りたいんだっていう人達がたくさんいる。これがバラバラとしたらどうなるのか、どういう建て方がいいのかという話なので、そういう意味では山川委員が言られたようなことをある意味では地域の住民の要求に則していないといけない部分がある。じゃないと単なる拘束だけでは成り立たないなと思います。

【委員】

いまの話でつまり合意形成というものが非常に大切だということをすごく実感してまして、資料4の2ページ目にワークショップの実施方法が書いてあるんですね。今言われたこういうメリット

があるんだということをワークショップをする際にいろいろとまめにまめに伝えていくということが非常に大切な感じました。こちらの方にワークショップの実施方法というのがあるんですが、じゃあ実際ワークショップをした際、その結果というのは、こういうことでワークショップを行いましたよということを多くの方々に知らせるってことが非常に大切だと思うんですね。その時にどんな話し合いをしてどういう方向性になってますということが大切だと思うんですけども、そういうところのバックアップ体制をきちんと考えていらっしゃいるのかどうか一つお聞きしたかったんです。

【事務局(土地調整参事)】

ワークショップのやり方につきましては、私の方もいろいろ研究いたしまして考えたわけですけども、ファシリテーターというものがワークショップの際には必要だというように聞いてございます。司会する方と意見をそれぞれ聞き取って集約していく方が特に必要だということでござりますけども、中妻地区は、4つの行政区がございましてやはりそれぞれ特徴がございます。本来であれば住民の方全員に集まつていただいて、全ての意見を聞き取ってゾーニングあるいは土地利用を考えていくという方法でやっていきたいと私どもの方は考えた訳でございますけども、地区にはそれぞれ特徴がございまして、非常にまとまりのある地区もあれば、あるいは郡山の方から移り住んできて新しい住民が入ってる地区もございます。それで私どもの方で考えたやりかたでどうだろうということで先日地区の代表の方に話しましたところ、いやそういった方法ではうちの地区には馴染まないという話もございましたので、先週一つの地区、それから今日実は一つの地区に行きました、区の代表の方と問題やテーマをそれぞれもって少人数のグループに分けてテーマ毎にワークショップを行った方がよいのか、あるいは地区の代表の方に集まつていただいてそれぞれ意見を出してやってもらった方がよいのか、そういったワークショップのやり方等についても実体にあった方法を話し合いで決めて今後進めていきたい。さらに最終的には、自分は何も知らなかつたぞという方がでないようにやっていきたいと考えております。ワークショップが出来なかつた人でも意見を吸い上げる方法ですか、こういったものを考えて広くそういった意見を取り入れるような方法を考えていくということで部会の先生方とも相談しているところでございます。

【委員】

ワークショップをやる場合、ワークショップをしてみんなさんの意見を聞く事にばっかり結構専念してしまって、じゃあそれを多くの方々にどうやって伝えたらよいかどういゆような媒体とかすごく目につくところにどうやって広報していったらよいかということをついつい忘れがちになつてしまつて、そちらのほうもワークショップを実施する方法を今一生懸命考えているようなので、それと同時に、広報、例えば、町の広報にまめにまめに入れてもらうとか、いろんなところで知ってもらうような機会というのもよく考えて広げてやっていただく、さつきおっしゃつたできるだけ環境に優しい地域を自然を守る、地域住民の方にいいような方法にいくつていうのを三春町全体、県内全域のほうに知らしめるような方法を考えいただければと思います。

【会長】

それは事務局のほうで御検討下さいね。いまおっしゃるとおりでね、例えばワークショップ、今説明ありましたけれども、ワークショップに住民がみんな参加できるかっていうと全然できませんので、ある地域ではそんな方法無理だよと言われている訳です。代表者だけ集めてやってく

れないかという意見もあって、そうするとますます参加しない人との温度差があるので、さてそのところをどう周知徹底しようかということを既に突きつけられているというようなことになってですね、工夫をせざるを得なくなってるなというふうには思います。是非事務局の方でこれからの対応お願いたいと思います。

【委員】

すみません話が全然飛んじゃうんですけども、この間資料を送られてきて、部会の人に送られてきた大滝根川の水質保全がどんどんよくなっているとの話があって普通になったということなんで、その資料が送られてきたのがBOD値だったんですけども、確かにBOD値というのは、そんなに悪くない結果で、それでこういう結果に安心してもしょうがないんですが、「さくら湖だより」というのがあって、その資料を見ると一番新しい平成17年でやっぱり窒素とリンがかなり大きくなっているんですね。ですから、こっちのグラフを見て考えていかなければいけないんじゃなかと思うんですけども、その場合、前、ヨシとかで浄化しようということは失敗したんですけど、流す前に流さない方法ていうのを浄化槽とか、そういうのをお金がかかるのであれば新しい工夫等が必要なじゃないかなと気がします。それから長野県の視察は行ったんですけども、三春町の視察は考えていないんですか。

【会長】

三春町の視察というのは誰ですか。

【委員】

例えば、部会や審議会で話し合って行く上で、現地を見るということはあるのでしょうか。

【事務局(土地調整参事)】

検討部会の先生方もいらっしゃいます、現地のワークショップに入る際にですね、当然現地を歩いてみて現地を把握していただいてということになりますので、部会の先生方にはやはり現地踏査という作業をしていただくということになると思います。

【会長】

よろしくお願ひします。他に御意見ございましょうか。大分時間が経過しましたし、実は手探り状態でやっている部分が無いわけでは無いんで、今日事務局のほうでいろいろ御説明していただいてますけども、100%確信がわいているわけでは正直言ってないんです。それは率直に部会長をやっていて思いますが、これから皆さんに事あるごとに御意見を賜ったり軌道修正をしたりやっていかないといけないかなというふうに思ってはおります。そんな訳で地域で進める総合的な土地利用計画事業についてある意味では中間段階の御報告をさせていただきましたが、これから逐次、来年度にもかけてですねワークショップや地域の人達との会合を重ねていきながら、また御紹介したいと思いますが、これについての意見交換このくらいでよろしいでしょうか。どうしてもという方おられますか。おられましたらお聞きしておきます。白石さん何か言いたそうですね。

【委員】

次回こういう議題があがってくるときは、三春の地域図を付けていただけますと、話が見えやすいのかなと思いますけども。よろしくお願ひします。

【会長】

わかりました。それではどうもありがとうございました。第2の議題については、これからさらに進めていくということで、今まで承った意見をできるだけ部会活動さらに事務局の手続きに反映させて頂きたいということでまとめさせていただきます。

【委員】

いまのことと全然関係無い話なんですけども、耕作放棄地が福島県の場合日本一とこの間聞いたんですけども、それは残念な結果だと思うんで、耕作放棄地について一番取組がいい県を教えていただきたいと思うんですけども。あと、それを参考にしてこれからいかにするかということと、あと新型インフルエンザについてなんですか近々人から人へということでやはりパニックにならないような準備ということで、宮崎県なんかが進んでいるということなんですが、今後の取り組みなど、その状況について教えていただきたいと思います。

【事務局(土地調整参事)】

先程、田村市の森林の関係で質問があった件なんですが、ちょっと訂正させて頂きたいのですが、3,000m²を超えた開発でありましても、土地をそのまま利用するのであれば都市計画法上の許可は不要となるということのようございます。ただ土地利用転換計画の内容によりましてケースバイケースで対応することになるということでございます。訂正させて頂きたいと思います。

■議題 その他

【会長】

それでは議事次第の三番目ですが、事務局の方から何かございますか。

【企画調整部長】

この場をお借りして一言御礼とお願いを申し上げます。昨年末まで、「うつくしま21」重点施策体系の見直し、皆様の精力的な御審議本当にありがとうございました。お陰様でですね議会でも議決をいただきまして、これからよいよ実行ということになります。また、計画は作ることに意義があるのでなくて、やはり行うこうとに意義があると考えております。なかなか重い十字架を私ども背負っておりますが、是非皆様の御指導をいただきながらしっかりと取り組んでいきたいと思います。また併せてですね、この場の先生方あるいは一部の方がこの計画のことを知っているということでは非常に宝の持ち腐れになります。これから県民の皆様にいろんな場面で広報して是非知りたいと思っておりますが、先生方もまた是非いろんな機会にですね、県の方でこういう計画の見直しを行ってこれから福島しっかりとしていくためには自分たちもしっかりとしなきゃいけないんだとそのようなPRをまたしていただければ有り難いと思います。以上です。

【会長】

はいどうもありがとうございました。それでは私に与えられた議事進行役の議題はこれで終わりましたので司会進行を終えたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。事務局のほうに司会お渡します。

【事務局】

どうもありがとうございました。これをもちまして福島県総合計画審議会を終了させていただきます。長時間にわたり御審議のほどありがとうございました。
